

大西議員

説明資料

資料1 年収に占める保険料の割合

	24年度保険料	割合(%)	25年度保険料	割合(%)	26年度保険料	割合(%)
年収300万円*	331,770円	11,1	372,490円	12,4	389,070円	13,0
年収600万円*	639,720円	10,6	714,600円	11,9	739,830円	12,3
*40歳以上夫婦2人世帯、収入は1人						

年収の低い世帯では、年収に占める「国民健康保険料」が、約13%になる。

払える「国民健康保険料」にするため、今こそ「一般会計からの法定外繰入」を

2024年度 法定外繰入実施自治体(京都府内)

京丹波町、京都市、向日市、長岡京市、城陽市、宇治田原町、八幡市、精華町

<8自治体>

資料2 東京都港区 高齢者補聴器購入費助成①

【注意事項】

- 購入後の申請は助成対象外です。
- 「医師による確認書」の証明を受けた日から6か月以内に申請書を提出してください。
- 医療費控除を検討される場合には、「補聴器適合に関する診療情報提供書」が必要となりますので、受診時に補聴器相談係にご相談ください。
- 助成金の交付から5年を経過した場合は、申請書の提出が必要となります。
- 補聴器購入後に別途発生した費用は、助成対象外です。
- 他自治体から港区へ転入した場合は、転入後1年以内に申請書の提出が必要となります。また、他自治体で発行した非課税証明書を提出する必要があります。

令和7年4月～

高齢者補聴器購入費助成のご案内

聞こえのトレーニング

港区では、加齢に伴う難聴を改善するため、補聴器購入費の助成を行っています。専門の相談医や補聴器技能者とともに、補聴器購入前の相談からアフターケアまで、補聴器を安心してご利用いただけるよう支援します。家族や大切な仲間との楽しい会話、習い事や地域活動への参加や映画の鑑賞など、補聴器による聞こえの改善で、高齢者が快適な日常生活や社会参加をします。

専門医と補聴器技能者

補聴器相談医..
 (一社)日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定した医師
 (協力医療機関一覧)

認定補聴器技能者..
 (公財)テクノエイド協会が認定し、補聴器に関する正しい知識と技能を持った、「補聴器のエキスパート」
 (認定補聴器技能者が在籍する店舗一覧)

補聴器コラム

■補聴器をついたら「聞こえのトレーニング」が大切です！使い始めは「不快」が当たり前。

「難聴」とは、「脳」に伝わる音の刺激が弱くなってしまった状態です。補聴器の役割は、入ってきた音を増幅させて、聞き取りに必要な音の刺激を脳に送ることです。しかし、かければすぐに見えるようになるメガネと違い、補聴器はつけばすぐに聞こえるようになるわけではありません。難聴の脳は音の刺激が少ないことに慣れてしまっているため、補聴器で聞き取りに必要な音量の音が伝わると、「うるさい」「余計な音だ」と感じてしまうのです。そこで大切なのが、聞き取りに必要な音量でも聞き続けられる脳に変化させるためのトレーニングです。家族や友人などと会話したり、日常生活を制限せずに、積極的に外出や趣味などを楽しんで、さまざまな音を意欲的に聞くことを心がければ、音を認識する能力もアップします。

■補聴器ライフは定期的な「聴力検査」と補聴器の「お手入れ」が重要

補聴器のトレーニングは3か月程度が一般的ですが、トレーニングの効果を維持するためには、定期的に聞こえの状態を確認することが大切です。自分では調子がいいと思っても、医師の定期検査は必ず受けるようにしましょう。また、補聴器は、精密機器のため、購入後のメンテナンスが大切です。購入した販売店へ行き、定期的な点検と聞こえの検査を行いましょ。

※当コラムは、一般社団法人 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会ホームページ (<http://www.jibika.or.jp/owned/hwel/>) から転載しています。

購入前相談・アフターケア

各総合支所区民課保健	各高齢者相談センター
AX 544	AX 544
AX 3453-6269	AX 3453-6269
AX 5410-3417	AX 5410-3417
高輪 ☎ 5421-7085 FAX 5421-7613 ☎ 3449-9669 FAX 3449-9668	高輪 ☎ 5421-7085 FAX 5421-7613 ☎ 3449-9669 FAX 3449-9668
芝浦 ☎ 6400-0022 FAX 5445-4590 ☎ 3450-5905 FAX 3450-5909	芝浦 ☎ 6400-0022 FAX 5445-4590 ☎ 3450-5905 FAX 3450-5909
港南 ☎ 6400-0022 FAX 5445-4590 ☎ 3450-5905 FAX 3450-5909	港南 ☎ 6400-0022 FAX 5445-4590 ☎ 3450-5905 FAX 3450-5909

発行

港区役所 高齢者支援課 在宅支援係 〒105-8511 港区芝公園1-5-25
 ☎03-3578-2400~2406 FAX03-3578-2419 発行番号：2025024-3721

東京都港区ホームページより引用

資料3 東京都港区 高齢者補聴器購入費助成②

申請から助成までの流れ

- 1 申請書等を取得する**

 - 総合支所または高齢者相談センターの窓口にご相談のうえ、申請書等を取得する
(お渡しする書類): ①申請書(三枚複写)
②協力医療機関一覧および補聴器販売店一覧
③返信用封筒(申請書送付用)
- 2 補聴器相談医を受診する**

 - 申請書を持って、協力医療機関で、医師の診断を受ける
 - 補聴器が必要と認められた場合には、「医師による確認書」(申請書下段)に証明をもらう
- 3 販売店で補聴器購入相談・見積書を取得する**

 - 認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店^(*)で相談、補聴器の調整や試聴を行い、購入する補聴器の見積書を作成してもらう
 - ※助成対象となる販売店は(公財)テクノエイド協会の補聴器販売店検索システムに掲載されている認定補聴器技能者が在籍する店舗に限り、また、港区外の販売店も対象となります。 (U/map)
- 4 必要書類を区へ提出する**

 - 購入することが決まったら、港区高齢者支援課在宅支援係まで下記を郵送する
(提出物): ①申請書(「医師による確認書」の欄に証明のあるもの)
②見積書(写し可)
- 5 助成金交付決定通知書が届く**

 - 高齢者支援課で提出された書類を確認し、助成決定通知書・助成金請求書をお送りします
- 6 補聴器を購入する**

 - 助成決定通知が届いた後に、見積書を取得した販売店へ行き補聴器を購入する
(持ち物): ①助成金交付決定通知書
②助成金請求書(下欄の「請求及び受領委任状」を記入し、補聴器販売店へ提出)
③自己負担金(補聴器購入費から助成額を差し引いた額)
 - ※原則、助成金は区から販売店へ支払われます。

助成要件

対象者 (以下の①～③の要件すべてを満たす方)

- ① 港区に住所がある60歳以上の人または区が実施する高齢者聴力検査の対象者
- ② 区が指定する医療機関(補聴器相談医在籍)の医師が補聴器装用を必要と認めた人
- ③ 聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない人

対象機器 管理医療機器としての対象機器本体(片耳1台分)とその付属品
※付属品は電池(最小単位)、充電器およびイヤモールドに限ります。

助成額 対象機器購入額(上限144,900円)
ただし、住民税課税の人は補聴器購入額の1/2(上限72,450円)

ポイント1 「補聴器相談医」の受診

補聴器相談医とは、一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定した医師です。聞こえが不自由を感じるようになった人に対し診断・治療を行い、補聴器が必要かを診断するとともに、補聴器購入後も認定補聴器技能者と連携し、経過観察と適切な使い方の指導をします。

港区の助成制度では、補聴器相談医の受診を要件としています。
※申請窓口で「協力医療機関一覧」を配付しています。

ポイント2 「認定補聴器技能者」が在籍する店舗での購入

認定補聴器技能者は、補聴器に関する正しい知識と技能を持った、「補聴器のエキスパート」です。

補聴器の使用目的、使用環境、希望価格等について相談に応じ、補聴器の調整や効果の確認、使用指導を行います。

補聴器相談医の受診同様、港区の制度では、「認定補聴器技能者」が在籍する店舗での購入を要件としています。
※店舗は、公益財団法人テクノエイド協会の補聴器販売店検索システム(左頁QRコード参照)で確認するか、区にお問い合わせください。

ポイント3 補聴器販売店での相談

★補聴器の使用目的をしっかりと伝えましょう
どんな時に聞こえにくく、日常生活でどのような不自由を感じているのか、補聴器をどのようになりたいのかを伝えましょう。認定補聴器技能者の適切な助言が繋がります。

★購入前に補聴器の貸し出しを受け、試聴しましょう
購入予定の補聴器販売店で、補聴器の試聴をし、調整を受けてください。装着初期に必要なトレーニングのイメージをつかみましょう。

★一人で決めずに家族や友人等に相談しましょう
補聴器は高額なものです。予算を伝え、一人では決めずにご家族などとよく相談して購入しましょう。

助成額の拡大

R7 上限137,000円

R8 上限144,900円

(片耳1台分)

*利用者アンケートで使用状況や改善状況を把握する。

東京都港区ホームページより引用

資料4 まいづる福祉人材未来プロジェクト① 舞鶴市ホームページより引用



1 福祉職場へ再就職される方
転入して就労される方を
支援します!

- ・復職奨励金
- ・転入奨励金
- ・転入者家賃補助

2 新たにホームヘルパーとして
就労される方・ヘルパー事業所
を支援します!

- ・ヘルパー就労奨励金
(・移動の経費にかかる
支援)

このほかに...

- ・福祉の仕事
魅力発信
- ・事業所負担軽減
など

3 外国人職員の生活を
支援します!

- ・家賃補助
- ・電動アシスト付自転車購入補助
(・日本語学習等の支援)

4 職場の定着・資格取得
などを支援します!

- ・継続就労奨励金
- ・舞鶴YMCA国際福祉専門学校学費貸付
- ・介護職員初任者研修等受講料助成
(・資格取得助成 ※)
(・介護助手養成講座の開催)

※ 主任介護支援専門員
介護支援専門員
社会福祉士など **拡大**

☆いずれも給付
要件があります

☆ () 内は令和
8年度以降実施
に向けて検討中

お問い合わせ 舞鶴市役所 高齢者支援課 : 障害福祉・国民年金課
 ☎ 0773-66-1013 : ☎ 0773-66-1033



資料5 まいづる福祉人材未来プロジェクト②

舞鶴市ホームページより引用

令和7年度から申請受付します！

※受付開始時期はホームページなどでお知らせします



まいづる福祉人材未来プロジェクト
～福祉界隈で咲き誇れ！～

福祉職場で就労される方へ

福祉人材復職奨励金

【おもな要件】

- ・過去に福祉施設での勤務経験があり、離職後1年以上が経過
- ・令和7年4月1日～令和10年3月31日に舞鶴市内の福祉施設に常勤職員として再就職

10万円

ヘルパー就労奨励金

【おもな要件】

- ・令和7年4月1日～令和10年3月31日に舞鶴市内の訪問介護事業所に就職
- ・週12時間以上勤務している
- ※勤務時間数により奨励金の金額が変わります

最大20万円



復職や転入に奨励金

福祉人材継続就労奨励金

【おもな要件】

- ・令和7年4月1日～令和10年3月31日に舞鶴市内の福祉施設に常勤職員として就職し、一定の期間（6か月以上）継続して就労された方

5万円



福祉人材転入奨励金

【おもな要件】

- ・市外から舞鶴市へ転入し、令和7年4月1日～令和10年3月31日に舞鶴市内の福祉施設に常勤職員として就職

20万円



福祉現場の声に合わせた施策

事業者支援のために

外国人材移動支援補助金

【おもな要件】

- ・舞鶴市内の福祉施設で働く外国人介護人材への移動支援として電動アシスト付自転車を購入した事業者である

1台あたり最大6万円



外国人介護人材の家賃補助金

【おもな要件】

- ・外国人介護職員の居住場所確保のために宿舍等を借り上げており、外国人介護人材への家賃を補助している事業者である

1月あたり最大3万円



福祉人材転入者家賃補助金

【おもな要件】

- ・市外から舞鶴市へ転入し、令和7年4月1日～令和10年3月31日に常勤職員として就職し、事業者から家賃補助を受けている

1月あたり最大3万円

※事業者が申請

事業者への支援

奨励金や補助金の支給には、各種要件があります。詳しくはホームページをご覧ください。

資料6 学校給食「食べることは生きること」

～日本一おいしい 丹波篠山の給食～

R7 丹波篠山市学校給食センター		
	東部学校給食センター	西部学校給食センター
職員定数	40人	40人
総事業費	812.772千円	864.801千円
調理能力	3200食/1日	3000食/1日
1日の給食数	1758食・18校	2076食・17校

特色

- ・給食を通して、豊かな教育を(食育・好ましい人間関係)
- ・新鮮な地元野菜を学校給食に(地元産有機栽培野菜)
(丹波大納言小豆・山の芋・うすいえんどう・丹波黒大豆は100%)
- 年間品目(36品目/64品目)・地元野菜意見交流会
- ・アレルギー対応の充実
(除去調理対応・配膳せず家から持参)
- ・学校給食甲子園で優勝(2019年)優秀賞(2020年)

事業費概要	東部給食センター	西部給食センター	合計
給食事業収入	54.613千円	58.743千円	113.356千円
管理費	145.131千円	164.187千円	309.318千円
給食調理費	106.928千円	126.362千円	233.290千円



優勝 第14回 学校給食甲子園メニュー